

● 後期高齢者医療制度のお知らせ ●

～高額介護合算療養費および医療費通知について～

高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、「病院にかかったとき」と「介護サービスを利用したとき」の1年分の自己負担額の合計が表の基準額（限度額）を超えた場合は、超えた額が「高額介護合算療養費」として支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円未満の場合は支給されません。

◆ 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
1割	一 般	56万円
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ（※1）	31万円
	区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、町民健康課町民窓口グループまでお申し出ください。

医療費通知の送付を希望される方へ

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、みなさまの医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。次回の発行は、3月末（平成26年7～12月の医療費を対象）に行います。

◆ 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場町民健康課町民窓口グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方につきましては、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
 - この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

長万部町役場 町民健康課町民窓口グループ

電話 2-2453



ご家庭における節電のお願い

ほくてん

日頃より、節電にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。今冬におきまして、引き続き、節電にご協力をお願いいたします。

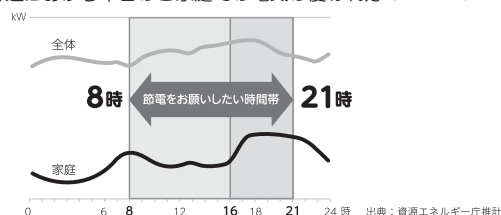
ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

12月1日(月)～3月31日(火) 平日8時～21時

※12月29日から31日までおよび1月2日を除く。

- 特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降（16時～21時）の時間帯の節電にご協力をお願いします。
- なお、この冬の需要として見込んである定着節電量の水準（2010年度最大電力比：▲4.7%）を目安に節電をお願いします。
- 冬季の北海道は夜間も電力需要が高い水準にあるため、上記以外の時間帯についても、可能な範囲での節電をお願いします。

冬の北海道における平日のご家庭での電気の使われ方（イメージ）



節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品の節電にご協力をお願いします。

給湯機器・ユニットバス・水洗トイレ・洗面化粧台・暖房・空調換気 各設備、設計施工

(有料広告)

株式会社 光設備サービス

冬期間中の
水道凍結にはご注意ください!

長万部町高砂町411-345
TEL (2) 3937

